

議案第 5 号

西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 24 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

医療職給料表を適用する職員に係る管理職手当の支給範囲を見直すため。

西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例の一部を改正する条例

西脇市職員の管理又は監督の地位にある職員の指定に関する条例（平成17年西脇市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）第15条第1項に規定する職員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療職給料表(2)6級及び7級の決定を受けた職員</p> <p>(4) 医療職給料表(3)4級（課長補佐及び主査の職にある職員又はこれに相当する職員を除く。）及び5級の決定を受けた職員</p>	<p>西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）第15条第1項に規定する職員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 医療職給料表(2)5級、6級及び7級の決定を受けた職員</p> <p>(4) 医療職給料表(3)4級及び5級の決定を受けた職員</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。